

京都市宇津峽公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第166号

京都市宇津峽公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宇津峽公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「2,000円」を「2,050円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市宇津峽公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)